



No.58 号外

発行人 川口町公民館長 金子 真
編集人 桜井 兵治

ブルドーザー事件について釈明

- (3) 議会の責任
 - イ 本事件は議会全員の責任とする。
 - ロ 調査に要した経費は、全議員が負担する。
 - ハ 議会の正常化と議員相互の融和を図るための申合せをするともに、この実現に努める。

以上

議会議員	小見昇司
議会議員	江島啓
議会議員	上村正雄

私ども三人は、昭和四十五年に町が購入したブルドーザーの機種変更において、不正な行為があったものと思ひこみ、議会活動の一環としてこの問題を取り上げ、町民の一部の者や議員の一部の者にこの問題の話を告げて協力を求めましたが、その後の議会における調査特別委員会によって、不正の事実はなく、正当な措置であることが判明いたしました。私どもの発言や行動によって議会の混乱をおとし、関係者の名誉と議会の品位に傷をつけたことは、私ども三人の不徳といたすところであり、深く反省するとともに、今後はこのような軽率な行動は厳につししみ、議会の正常な運営に協力することを誓い、心から陳謝をす次第であります。

ブルドーザー問題が結着 不正の事実なし

昭和四十五年に町が購入したブルドーザーの、機種変更にかかわる不正があると騒がれていたこの事件も、内容の解明と最後の処理が終り、このほど終止符がうたれました。議会では、調査特別委員会で調査を行い、不正の事実がないと判明してから、個人の名誉回復の方法等は、処理委員会が担当していたものです。本事件の終結によって、混乱が続いた議会も正常化されるでありましょうし、町民に与えた不信や疑惑を一日も早く解消されることが望まれます。そのため町と議会から声明が、当事者三人から釈明が公表されました。

事件の内容

昭和四十五年町の購入したブルドーザーが、当初購入予定の機種は、小松製作所(株)のものであったのが、急に日特重車(株)のものに変更になって購入された。この機種変更の際、当時の星野町長と山崎良治氏(当時議員でない)及び広井松雄議員の三人が、業者から現金を受け取り、キャバレーで酒食の接待を受けた事実があり、機種変更は不正であるというもの。

声 明

川口町長 青 柳 弘

昭和四十五年のブルドーザー購入に関して、町当局及び議会議員に不正の疑いがあるという問題が提起され、町及び議会においてその事実の解明がなされ、内容が明らかとなりました。
本事件は、新聞紙上によって全県下に報道されるなど、町の名誉と議会の品位を甚しく傷つけ、町民各位に政治不信と多大のご迷惑をかけたのであります。

機種変更のいきさつ

一、本事件については、機種の変更は事実であります。機種の変更の際に際して何ら疑わしき証拠も、不正の事実を証明する証言も全くなく、正当な行為であることが認められました。

二、変更は正式の手続で県知事の承認を受け、当時の補助基準にも合致し、正当な県費補助事業として認められています。

三、変更理由は、予算の関係から安い機種を選んだものであります。

四、当初購入予定の機種と実際に購入した機種の価格は次のとおりで、機種変更によって、予定より安く購入しています。

当初購入予定のもの	小松製	D 50 S 型	
本 体			五五〇万円
排土板			五万円
合計			五五五万円
実際に購入したもの	日特製	N 5 S 型	
本 体			四八五万円
排土板			三〇万円
合計			五四五万円
スノーブラウ			三〇万円

以上のごとく、本事件はいささかも疑義の無いことを申し上げますとともに、今後このような事件が、再び繰り返されることのないよう明朗な町政運営によって、町民の期待と信頼に応えるために、町と議会が一体となって明るい町づくりの推進に努力することを声明いたします。

なお、議長綱直太郎氏は事件の重大さを認識され、今後における「議会の正常化と円満なる議会運営を条件」に、自ら議長職の辞意を表明したことに対し、深甚なる敬意を表すものであります。

声 明

川口町議会議員 綱 直 太 郎

昭和四十五年に町が購入したブルドーザーの機種変更に関して重大な疑惑があるという問題について、議会は調査特別委員会及び調査事項処理委員会を設置して、事件の真相解明と関係議員の責任等について調査してきました。
両委員会の結論に基づき、議会は全会一致の議決をもってこの事件を終結するものとし、町民各位に多大のご迷惑をかけたことのおわびと、議会の信義を取りもどすべく努力する所存であります。

調査の結果等を町民各位に明らかにして、今後二度とこのような問題のないよう議会全体で反省し、円満な議会運営によって町政の進展に協力することを誓ってここに声明いたします。

一、調査の結果

- (1) ブルドーザーの機種変更については、調査特別委員会の調査によって、変更理由は正当であり、手続きも適切なもので町に有利となる取扱であると認めました。
 - (2) 機種変更にかかる業者との疑惑については、調査特別委員会において証人二十一名、参考人三名等による調査の結果、疑わしい証拠もなく不正を証明する証言も全くなく、事実無根と認めました。
 - (3) 本事件の疑惑が解明され、不正の事実なしと認められた以上は、本事件の発端となった小見昇司議員、江島啓議員及び上村正雄議員による、不正があったことときの発言と行動の責任は大きく、反面、不正ありと氏名を出された前町長及び山崎良治議員、広井松雄議員の、名誉回復が必要であると判断されるところであります。
- さらに、本事件により議会を混乱におとしつけ、町の名誉を傷つけ、町民各位に多大のご迷惑をかけた責任は重く、関係当事者はもとより議会も深く反省し、一日も早く正常化に努めなければならないのであります。

二、調査結果の処理

- (1) 小見昇司議員、江島啓議員、上村正雄議員
右の者は、議会において本事件に関する釈明をすること。
- (2) 星野前町長、山崎良治議員及び広井松雄議員の名誉回復の方法
町が発行する「広報かわぐち」に、本事件に関する声明、釈明、事件の内容、いきさつ等を掲載し、町内全世帯に配布する。